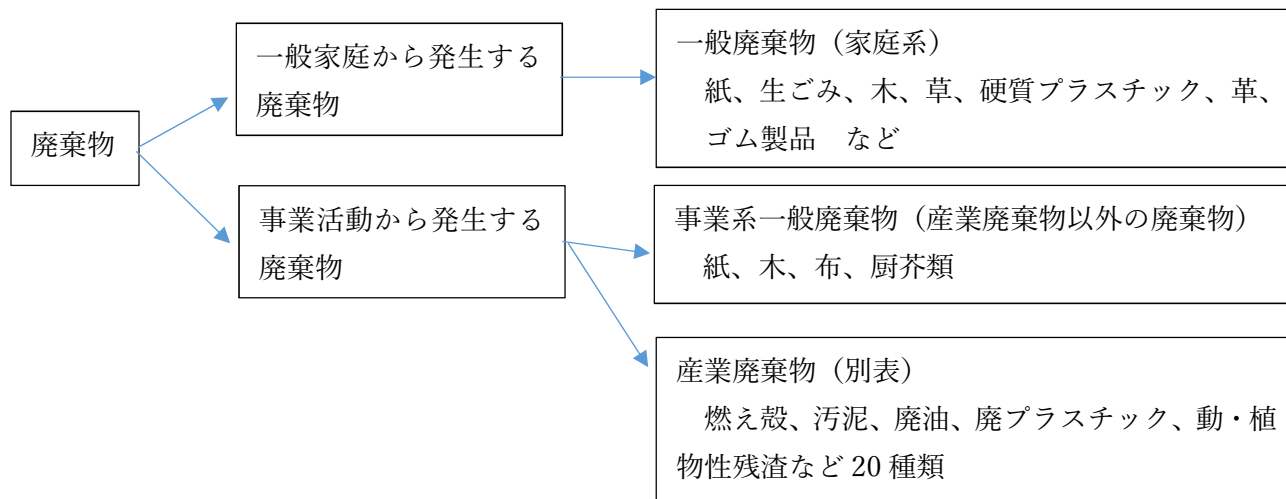


## 事業所から発生するごみの処理について

ごみ（廃棄物）は、家庭から日常生活に伴って発生するごみ（家庭系一般廃棄物）と事業活動に伴って生じるごみ（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）に分類されます。



事業所は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）がありますので、自治会のごみ集積所へ出すことはできません。下記のとおり適正な処理をお願いします。

### ○事業系一般廃棄物

- ・ 廃棄物の種類・・・産業廃棄物以外の廃棄物（紙、布、木、厨芥類）
  - ・ 処理の場所・・・磐田市クリーンセンター（刑部島 301 TEL0538-37-4812）
  - ・ 処理方法・・・自己搬入又は一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託
- ※一般廃棄物収集運搬許可業者（下記 URL）へ委託する場合には、事業所専用の市指定ごみ袋（青色）を使用する必要があります。
- [https://www.city.iwata.shizuoka.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/001/445/gomi001\\_01.pdf](https://www.city.iwata.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/001/445/gomi001_01.pdf)（一般廃棄物収集運搬許可業者一覧）
- ・ 問い合わせ先・・・磐田市ごみ対策課（TEL0538-37-4812）

### ○産業廃棄物

- ・ 廃棄物の種類・・・廃プラスチック類、がれき類等の別表に掲げる 20 種
- ・ 処理方法・・・産業廃棄物処理業者（収集運搬許可業者）へ委託
- ・ 問い合わせ先・・・(財)静岡県産業廃棄物協会（TEL054-255-8285）

ホームページ <http://www.shizuoka-sanpai.or.jp>

※市の施設では産業廃棄物の受け入れはできません。

詳しくは、静岡県のホームページなどをご確認ください。

（ホームページ：<https://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/>）

## 【産業廃棄物の区分（20種類）】

		種 類	具体例
業種 限定なし <sup>※1</sup>	1	燃え殻	石灰がら、コークス灰
	2	汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、建設廃泥水
	3	廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃動植物性油
	4	廃酸	廃塩酸、廃硫酸、すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	苛性ソーダ水溶液、すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維、廃タイヤ、ペットボトル
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	空缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
	9	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空瓶、レンガ製品くず、セメント製品くず (コンクリートくずについては、建設業(※2)に伴ったものは除く)
	10	鉱さい	スラグ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
	11	がれき類	コンクリート破片等(建設業(※2)に伴ったもの)
	12	ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
業種 限定あり <sup>※1</sup>	13	紙くず	建設業(※2) パルプ製造業、製紙業、製本業等
	14	木くず	建設業(※2)、木材製造業、木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレット及び使用した梱包用木材等が業種に限らず産業廃棄物となる
	15	繊維くず	建設業(※2) 繊維工業に係る天然繊維
	16	動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜産業において処分した獣畜等に係る固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業(畜舎廃水を含む)
	19	動物の死体	畜産農業
	20	①～⑯の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの	

※1 業種限定とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当するもの

※2 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る

## 【事業系一般廃棄物の種類（代表的なもの）】

- 事業所、商店等から出る紙くず
- 卸小売業者から出る野菜くず、魚介類
- 飲食店、食堂から出る残飯、厨芥類
- 事業所の樹木を剪定した際に出る木くず